

お知らせ



国土交通省

資料提供先

三次記者クラブ

災害発生時において支援して頂ける企業を募集します

概要:

国土交通省三次河川国道事務所では、管内において災害が発生、又は発生する恐れがある場合の被害拡大防止と被害施設の早期復旧のための建設資機材等による応急対策活動、及び災害状況の把握と報告並びに調査・測量及び緊急的な対策工法の検討等の活動を実施して頂ける企業を募集します。

募集要領等については、三次河川国道事務所ホームページをご覧ください。なお、ホームページには1月21日(金)に掲載予定です。

記

- 募集期間 平成23年 1月21日(金) ～ 平成23年 3月 9日(水)
- 活動期間 平成23年4月～平成24年3月31日
- 活動内容 災害時における建設機械、資材及び労力等の提供
災害時における状況把握と報告及び調査、測量並びに緊急的な対策工法の検討

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所

【河 川】 副所長 ます い よし き
榎 井 芳 樹

河川管理課長 た むら み の る
田 村 実 (担 当)

【道 路】 副所長 い し か わ し ょ う じ
石 川 庄 嗣

工務課長 す な ご か ず ま さ
砂 子 和 正 (担 当)

【広報担当】 調査設計課長 た ん ご こ う い ち
丹 後 浩 一

TEL (0824) 63-4121(代表)

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi>

河川及び道路等災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「河川及び道路等災害応急対策活動等に関する基本協定」について基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 河川及び道路等災害応急対策活動等に関する基本協定
- (2) 活動場所 三次河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系(別図－1)、一般国道54号(別図－2)及び灰塚ダム(別図－3)並びに国営備北丘陵公園(別図－4)における災害応急対策活動等への協力を原則とする。
- (3) 活動内容 三次河川国道事務所所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するものである。
- (4) 協定期間 協定締結日 ～ 平成24年3月31日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成23・24年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の定期申請を行っていること。平成23・24年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の定期申請をインターネット申請により行っている場合には、「平成23・24年度受付票」「一般競争(指名競争)参加資格申請書(建設工事)」「国土交通省地方整備局等(道路・河川・官庁営繕・公園関係・港湾工事関係)希望工事」を出力した写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。また定期申請を持参・郵便により行っている場合には、提出した申請書(様式①－1、①－2)の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

ただし、平成23年4月1日までに平成23・24年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていることを協定締結の条件とする。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成8年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、三次河川国道事務所又は国営備北丘陵公園事務所が発注した工事の施工実績があること。
- なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）が発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。
- 追って、当該実績の発注機関が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事及び中国地方整備局における平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。
- (6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。
- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。
- 上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
- ② 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
- ・ 1級建設機械施工技士
 - ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。
 - ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- (7) 基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 広島県内における建設業法の許可を有する本店・支店又は営業所が、三次河

川国道事務所が管理する区域の市町村内にあること。

- (9) 平成23年度に三次河川国道事務所が発注した各維持工事を請け負っている場合には、当該維持工事区域については協定締結の対象から除外する。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている方と行います。なお、協定は2区間（2箇所）まで重複して締結することができます。
- (2) 応募者が多数の場合はヒアリングを実施して決定する場合があります。

4. 担当部局

〒728-0011 広島県三次市十日市西六丁目2-1

国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所 河川管理課

TEL 0824-63-4121（代表） 内線334

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、次の資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の施工実績【別記様式2】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出願います。

③技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。

④災害応急対策担当区域図【別図-1～4】

※建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所及び資機材置き場の位置を記入し提出願います。なお、別図-1～4の範囲で会社及び資機材置き場の位置が入らない場合は、希望する担当区域との位置関係がわかる縮尺の入った図面等（様式自由）を提出願います。

⑤担当区域希望調査票【別紙-1】

※基本協定は2区間（2箇所）まで重複して締結することができます。なお、複数の区間において協定を希望される方は、最大5箇所まで希望順位を記載願います。

⑥ 一般競争参加資格申請書の写し

※平成23・24年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の定期申請をインターネット申請により行っている場合には、「平成23・24年度受付票」「一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）」「国土交通省地方整備局

等（道路・河川・官庁営繕・公園関係・港湾工事関係）希望工事」を出力した写しを提出願います。

（２）申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

- ①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とします。
- ②受付期間：平成２３年２月２５日（金）から平成２３年３月９日（水）までの休日を除く毎日、９時００分から１７時００分までとする。
- ③提出場所：４．に同じ。

（３）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

- ①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。ＦＡＸでも可。
- ②受領期間：平成２３年１月２４日（月）から平成２３年２月２５日（金）までの休日を除く毎日、９時００分から１７時００分までとする。
- ③提出場所：４．に同じ。

（４）（３）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

- ①期 間：質問を受理してから適宜に、平成２３年３月２日（水）までの休日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで。
- ②場 所：４．に同じ。

（５）その他

- ①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。
- ②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはありません。
- ③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。
- ④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めません。
- ⑤協定の相手方として選定されない者に対しては、平成２３年３月３１日までに通知します。
- ⑥協定の相手方として選定された者に対しては、別添「河川及び道路等災害応急対策活動等に関する基本協定（案）」に基づき協定を締結することになりますが、締結時には第４条第１項について併せて報告願います。

基本協定参加資格確認申請書

平成23年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

三次河川国道事務所長 塩形 幸雄 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成23年1月21日付けで募集のありました「河川及び道路等災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める過去の施工実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)④別図－1『河川災害応急対策担当区域図』
別図－2『道路災害応急対策担当区域図』
別図－3『ダム災害応急対策担当区域図』
別図－4『公園災害応急対策担当区域図』
※会社及び資機材置き場の分かる詳細な地図
- 4 基本協定締結説明書5.(1)⑤別紙－1『担当区域希望調査票』
- 5 基本協定締結説明書5.(1)⑥に定める一般競争参加資格認定申請書の写し

問い合わせ先

担当者：中国 太郎

部署：〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号：(代) 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

FAX 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

過 去 の 施 工 実 績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
	受 注 形 態	単体／JV (出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り (登録番号を明記) 又は無し

注)・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。
- ・CORINSに登録を義務付けている発注機関の工事（500万円未満の工事及び平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等は除く。）の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。
- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式 3)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏 名 (フリガナ)		技術者 ○○ ○○ ○○ ○○ ○ ○ ○ ○
生年月日 (和暦)		昭和○○年○○月○○日
最終学歴		○○大学 ○○科 ○○年卒業
法令等による資格・免許		1 級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)
貴社に在籍 される技術 者数	一級土木施工管理技士又 はこれと同等以上の資格 を有する者	
	二級土木施工管理技士又 は二級建設機械施工管理 技士	
	その他	

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2.
(6) ②に示す資格のことです。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

別紙－１ 『担当区域希望調査票』

協定締結を希望される区域について、協定締結を希望される順位を記載願います。なお、区域名については、別図－１、別図－２及び別図－３並びに別図－４の『(河川・道路・ダム・公園) 災害応急対策担当区域図』を参照願います。

種類	区 域 名	希望される順位
河川	三次出張所管内	第１希望 ※記載例
	吉田出張所管内	
道路	三次市区間	第２希望 ※記載例
	安芸高田市区間	
ダム	灰塚ダム管理支所管内	
公園	国営備北丘陵公園内	第３希望 ※記載例

※基本協定は２区域（２箇所）まで重複して締結することができます。なお、複数の区間において協定を希望される方は、最大３箇所まで希望順位を記載願います。

※複数箇所希望される場合は、２．（８）の条件を満たす必要があります。

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。※本チェックリストの提出は必要ありません。

- ☐ 基本協定参加資格確認申請書（別記様式１） →必須提出

会社の施工実績関係

- ☐ 過去の施工実績（別記様式２） →必須提出

- ☐ 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）

→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出

- ☐ 工事成績評定通知書の写し

→当該工事実績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出

- ☐ 一般競争参加資格認定申請書の写し →必須提出

技術者の資格・経験

- ☐ 技術者の資格（別記様式３） →必須提出

- ☐ 直接的かつ恒常的（３箇月以上）な雇用関係が確認できる資料

→（健康保険被保険者証、監理技術者証等）

- ☐ 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

技術資料

- ☐ 別紙－１ 『担当区域希望調査票』 →必須提出

- ☐ 別図－１ 『河川災害応急対策担当区域図』 →※注（参考図は除く）

- ☐ 別図－２ 『道路災害応急対策担当区域図』 →※注

- ☐ 別図－３ 『ダム災害応急対策担当区域図』 →※注

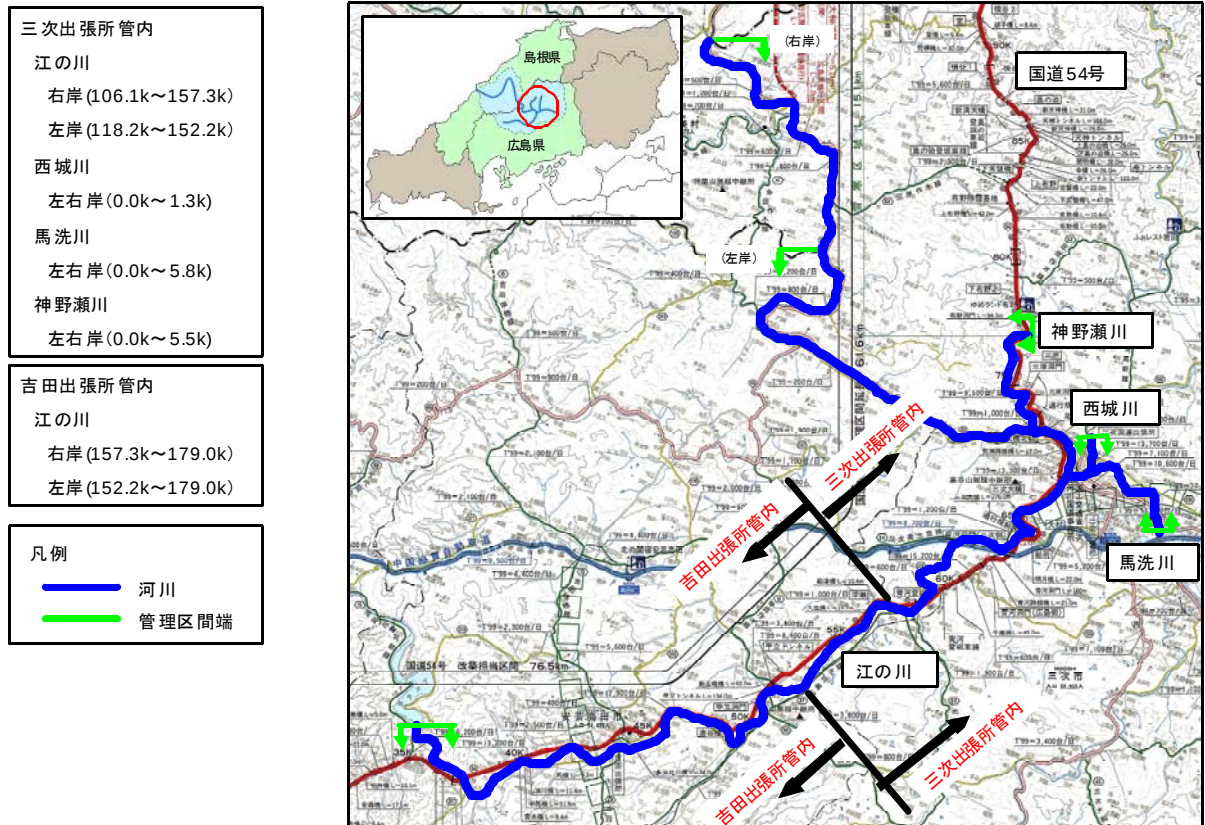
- ☐ 別図－４ 『公園災害応急対策担当区域図』 →※注

※注） 別図－１～４については該当するものを提出

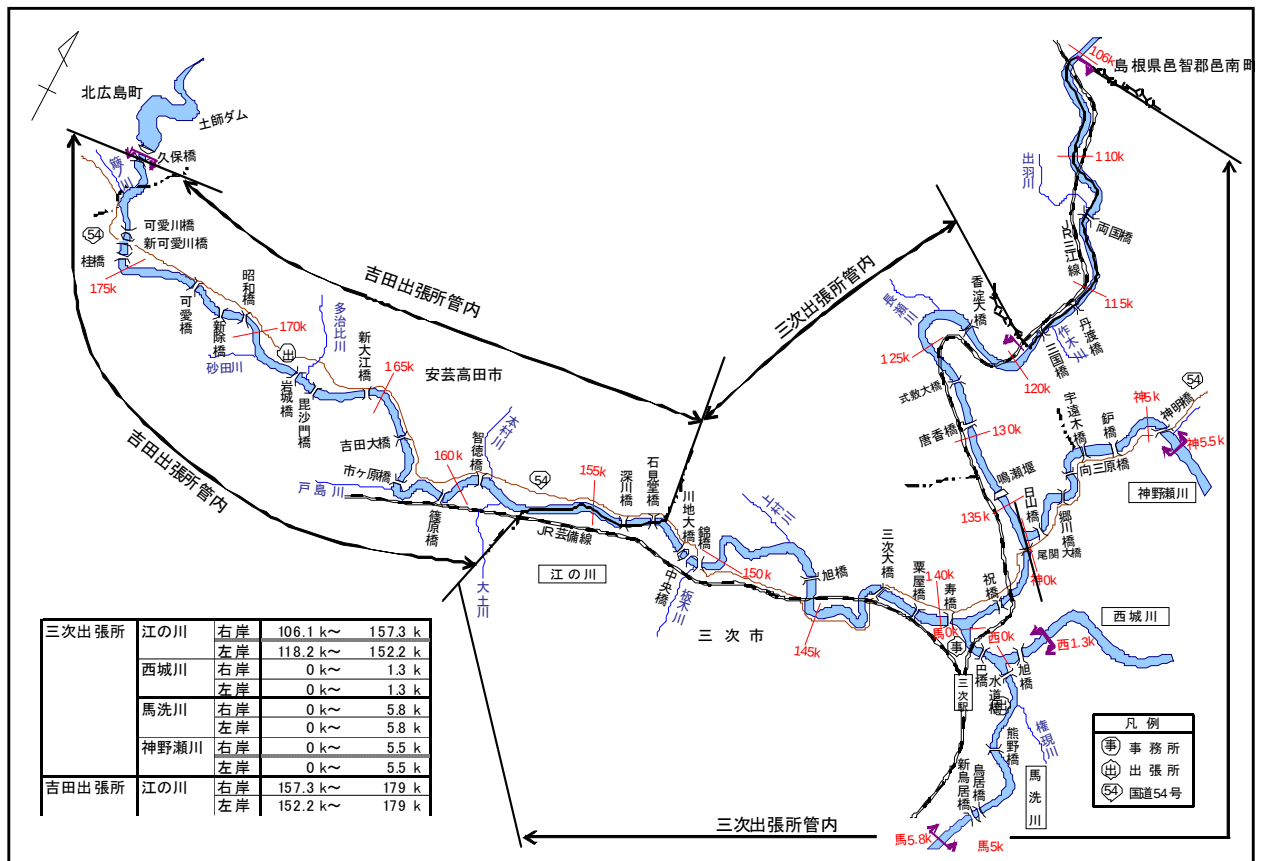
- ☐ その他詳細な地図等参考資料 →必要に応じ提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。

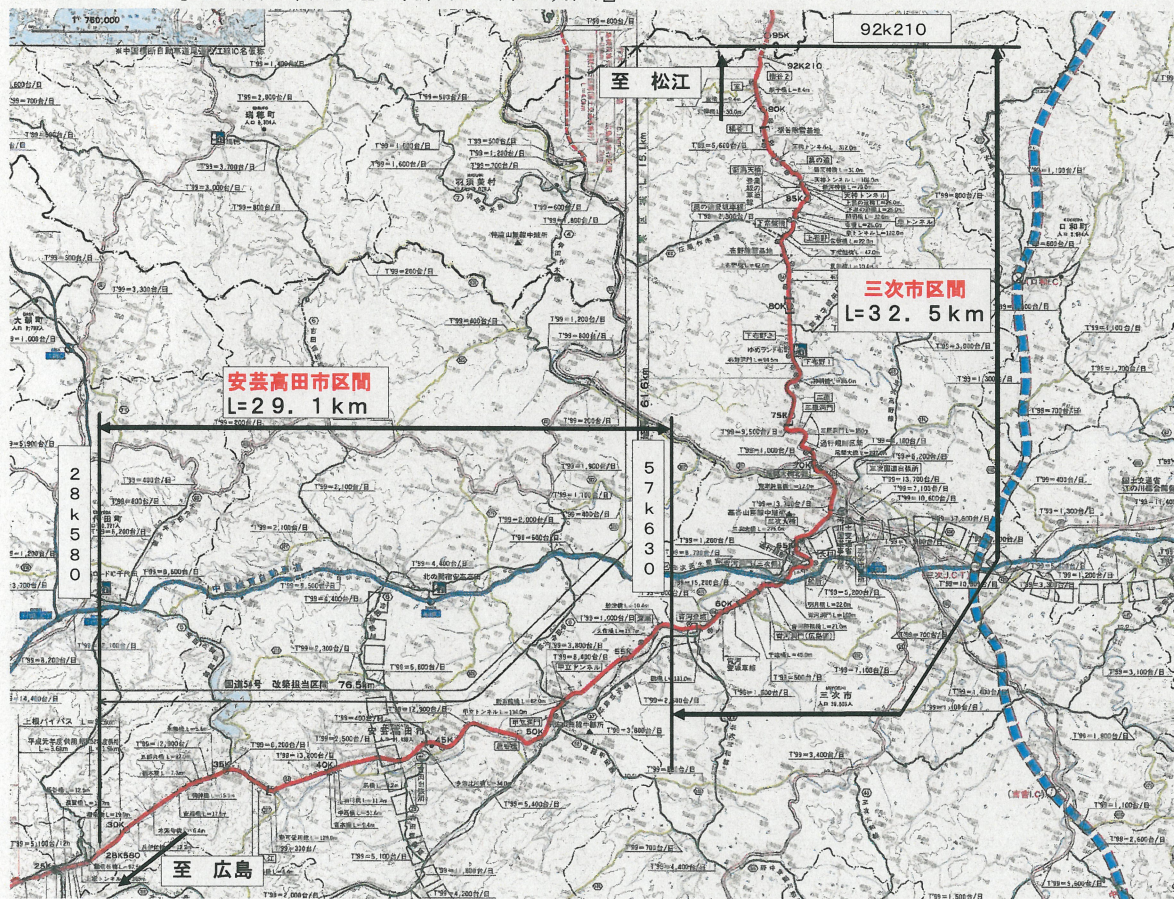
別図－1 『河川災害応急対策担当区域図』



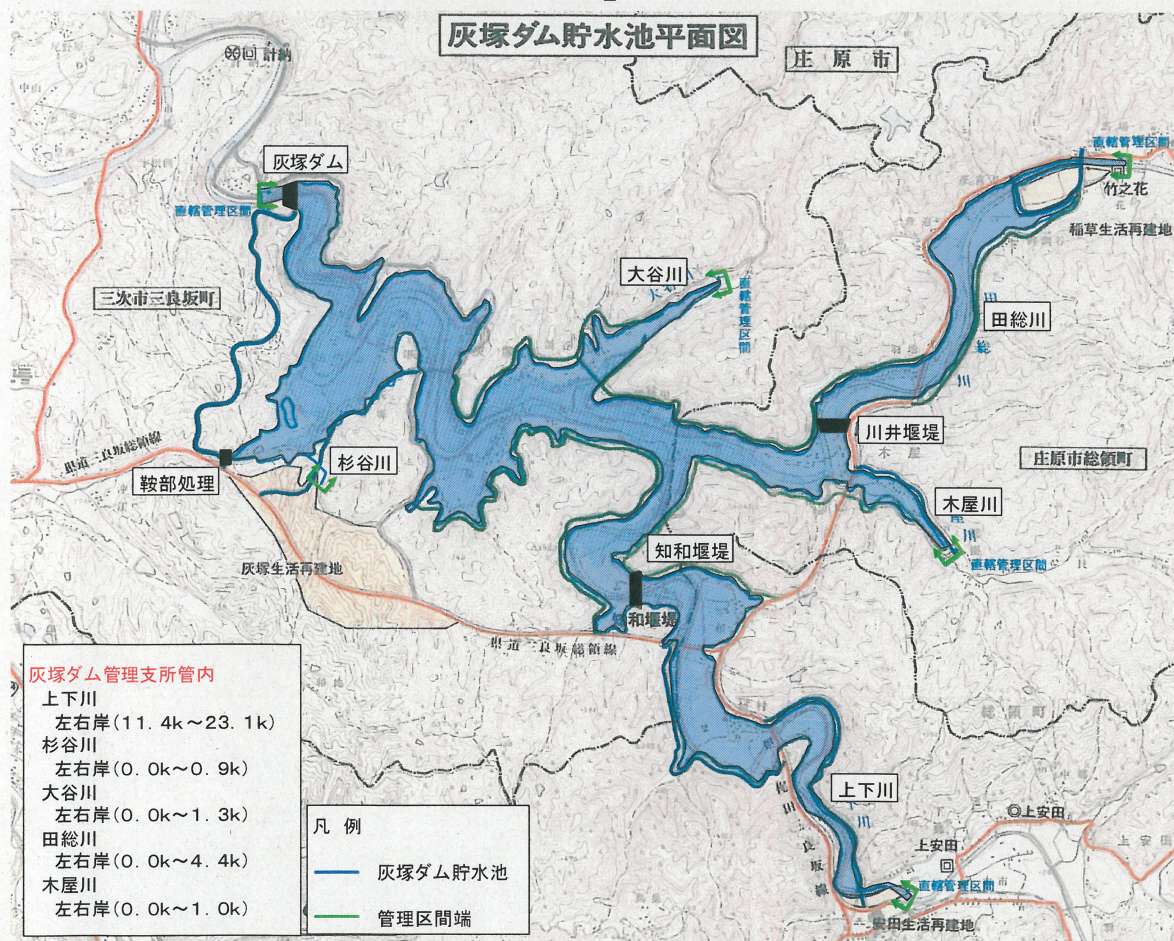
参考図) 三次河川国道事務所管内図 (略図)



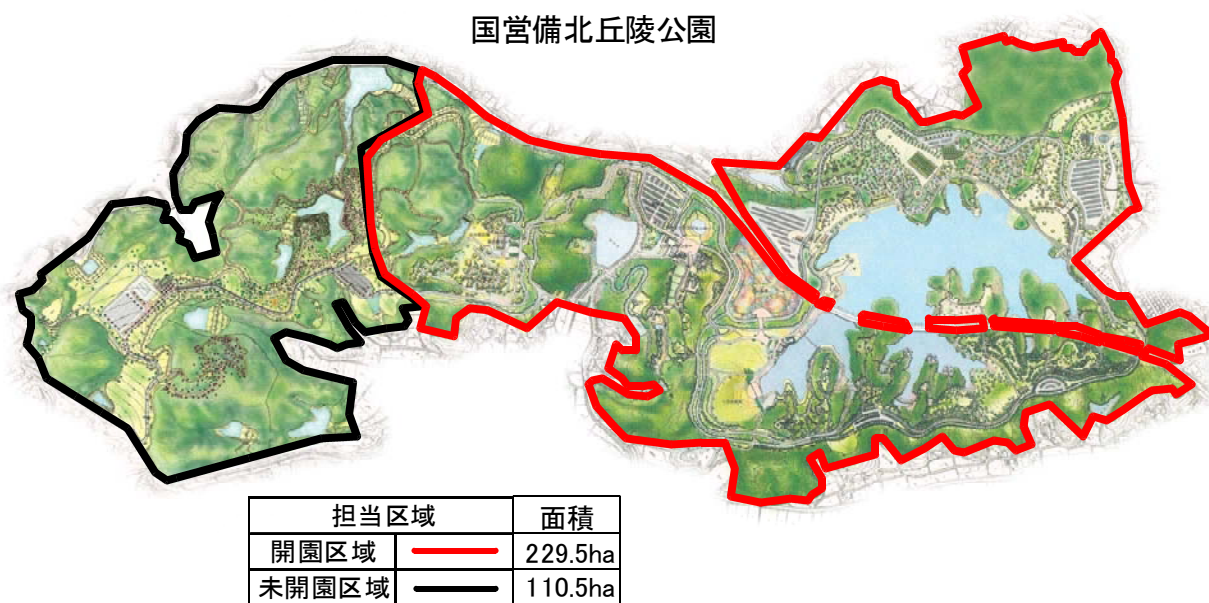
別図－2 『道路災害応急対策担当区域図』



別図－3 『ダム災害応急対策担当区域図』



別図－4 『公園災害応急対策担当区域図』



河川及び道路等災害応急対策活動等に関する基本協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省三次河川国道事務所長 塩形 幸雄（以下、「甲」という。）が管理する一級河川江の川水系、一般国道54号及び灰塚ダム並びに国営備北丘陵公園（以下、「江の川等」という。）において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、江の川等沿川（沿線）に建設機械・資材及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）を保有している、株式会社 ○○建設 代表取締役社長 ○○ ○○（以下、「乙」という。）に対し、「河川及び道路等災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、○○の□□区域において管理する区域（以下、「実施区域」という。）とする。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、乙で保有する建設資機材等により応急対策活動を実施するものである。

（建設資機材等の報告）

第4条 乙は、本活動を実施するために必要な建設資機材等の数量を把握し、本協定締結後速やかに書面により甲に報告するものとする。

2. 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、又は甲から要請があった場合は、乙は書面により速やかに甲に報告するものとする。
3. 甲は、甲の保有する建設資機材等を、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

（出動の要請）

第6条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。ただし、乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲から出動要請がない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、甲は、前項ただし書きの報告を受ける者を、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

（活動の実施）

第7条 乙は、第6条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 活動の直接の指示は、三次河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第8条 甲は、乙に第6条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(維持工事請負業者との協力)

第9条 乙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している維持工事業者（以下、「丙」という。）と協力して活動を実施するものとする。

2. 甲は、本活動の実施区域を担当する丙の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

(活動の完了)

第10条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第11条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第8条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第12条 甲は、第11条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第8条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第13条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第14条 本協定の有効期限は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(その他)

第15条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

平成23年 4月 日

甲 国土交通省 中国地方整備局

三次河川国道事務所長 ○ ○ ○ ○

乙 株式会社 ○○建設

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等に関する基本協定」について基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等に関する基本協定
- (2) 活動場所 三次河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系、一般国道54号（別図－1）及び灰塚ダム（別図－2）並びに国営備北丘陵公園（別図－3）を対象とする。
- (3) 活動内容 本活動は、三次河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系、一般国道54号及び灰塚ダム並びに国営備北丘陵公園において地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに三次河川国道事務所長の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。
- (4) 協定期間 協定締結日 ～ 平成24年3月31日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期申請において、希望業種を「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」として申請していること。平成23・24年度「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の定期申請をインターネット申請により行っている場合には、「平成23・24年度受付票」「申請書①」「測量等実績高と希望業種・国土交通省地方整備局等」を出力した写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。また定期申請を持参・郵送により行っている場合には、提出した申請書（様式①－1、①－2）の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。
ただし、平成23年4月1日時点において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」の認定を受けていることを協定締結の条件とする。
- (3) 基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受け

ている期間中でないこと。

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 過去10年間（平成12年度以降）において、三次河川国道事務所又は国営備北丘陵公園事務所が発注した業務の実績があること。なお、土木関係建設コンサルタント業務を希望する者は土木関係建設コンサルタント業務の実績、測量を希望する者は測量の実績、地質調査業務を希望する者は地質調査業務の実績があること。
- (6) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めない場合がある。

- ② 以下のいずれかの資格を保有すること。

【土木関係建設コンサルタント業務】の場合

ア) 技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。

- a) 建設－河川、砂防及び海岸・海洋
- b) 建設－道路
- c) 建設－鋼構造及びコンクリート
- d) 建設－トンネル

イ) 技術士（建設部門）を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。

- a) 河川、砂防及び海岸・海洋
- b) 道路
- c) 鋼構造及びコンクリート
- d) トンネル

ウ) R C C Mを有する者。専門技術部門は下記のいずれかとする。

- a) 河川、砂防及び海岸・海洋
- b) 道路
- c) 鋼構造及びコンクリート
- d) トンネル

エ) 工学博士

【測量】の場合

ア) 測量士を有する者。

【地質調査業務】の場合

ア) 技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は下記に限る

- a) 建設－土質及び基礎

イ) 技術士（建設部門）を有する者。選択科目は下記に限る。

- a) 土質及び基礎

ウ) 技術士（応用理学部門）を有する者。選択科目は下記に限る。

a) 地質

エ) R C C Mを有する者。専門技術部門は下記のいずれかとする。

a) 地質

b) 土質及び基礎

オ) 地質調査技士を有する者。

(7) (6)の基準を満たす技術者及び、本活動の実務を担当する技術員が在籍する本店又は支店が、活動場所から概ね3時間以内の範囲にあること。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2.に掲げる応募資格を満たしている方と行います。なお、協定を募集する業種は3業種(「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」とし、各業種に重複して応募することは可能です。
- (2) 応募者が多数の場合はヒアリングを実施して決定する場合があります。

4. 担当部局

〒728-0011 広島県三次市十日市西6-2-1

国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所 河川管理課

TEL 0824-63-4121 (代表) 内線334

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、以下の資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の業務実績【別記様式2】

※過去10年間(平成12年度以降)において、三次河川国道事務所又は国営備北丘陵公園事務所が発注した業務の受注実績について記載願います。なお、土木関係建設コンサルタント業務を希望する者は土木関係建設コンサルタント業務の実績、測量を希望する者は測量の実績、地質調査業務を希望する者は地質調査業務の実績があること。

※協定希望業種毎に作成願います。

※TECRISに登録されていない場合は、確認できる書類(契約書及び仕様書の写し等)を提出願います。

③技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。

※協定希望業種毎に作成願います。

④活動の実施体制【別記様式4】

※2.(7)に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出願います。

※協定希望業種毎に作成願います。

⑤希望業種区分調査票【別紙-1】

※協定を募集する業種は3業種(「土木関係建設コンサルタント業

務」又は「測量」又は「地質調査業務」とし、各業種に重複して応募することは可能です。

⑥一般競争（指名競争）参加資格申請書の写し

※平成23・24年度「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の定期申請をインターネット申請により行っている場合には、「平成23・24年度受付票」「申請書①」「測量等実績高と希望業種・国土交通省地方整備局等」を出力した写しを提出願います。

（２）申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

- ①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）。
- ②受付期間：平成23年2月25日（金）から平成23年3月9日（水）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ③提出場所：4. に同じ。

（３）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

- ①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。
- ②受領期間：平成23年1月24日（月）から平成23年2月25日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ③提出場所：4. に同じ。

（４）（３）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

- ①期 間：質問を受理してから適宜に、平成23年3月2日（水）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ②場 所：4. に同じ。

（５）その他

- ①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。
- ②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはありません。
- ③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。
- ④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めません。
- ⑤協定の相手方として選定されない者に対しては、平成23年3月31日までに通知します。
- ⑥協定の相手方として選定された者に対しては、別添「災害応急対策活動等に関する基本協定（案）」に基づき協定を締結することになりますが、締結時には第4条第1項について併せて報告願います。

基本協定参加資格確認申請書

平成23年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

三次河川国道事務所長 塩形 幸雄 殿

住 所

会 社 名 〇〇コンサルタント(株)

代 表 者 氏 名

平成23年1月21日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める過去の業務実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める技術者の資格を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)④に定める活動の実施体制を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書5.(1)⑤別紙-1『希望業種区分調査票』
- 5 基本協定締結説明書5.(1)⑥に定める一般競争（指名競争）参加資格申請書の写し

問い合わせ先

担当者：中国 太郎

部 署：〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号：（代）〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（内線 〇〇〇）

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(別記様式2)

(用紙A4)

過去の業務実績

[記入例]

会社名：

協定希望業種		
業務名称等	業務名	
	TECRIS登録番号	
	契約金額	
	履行期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
業務概要		

注)・TECRISに登録されていない等で業務実績が証明できない場合は、業務の実績が確認できる書面(契約書類等)の写しを添付すること。TECRISデータに業務概要等が登録されていない場合は、それらを確認できる仕様書等の写しを添付すること。

(別記様式3)

技術者の資格

[記入例]

会社名：

協定希望業種			
技術者の氏名 (フリガナ)	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
所属・役職			
保有資格	技術士(部門：分野：) 登録番号：取得年月日：) RCCM(部門：分野：) 登録番号：取得年月日：) その他()		

(別記様式 4)

(用紙 A 4)

活 動 の 実 施 体 制

[記入例]

会社名：

協 定 希 望 業 種	
-------------	--

○本活動を総括的に管理する技術者

技術者の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

○本活動の実務を担当する技術員

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

別紙－１ 『希望業種区分調査票』

希望される業種について記載願います。

業 種	希 望
コンサルタント業務	☐ ※記載例
測量	☐ ※記載例
地質調査業務	☐ ※記載例

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。※本チェックリストの提出は必要ありません。

- ☐ 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の施工実績関係

- ☐ 過去の業務実績（別記様式2）【業種毎作成】 →必須提出
- ☐ 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→TECRISに登録されていない場合及びTECRISで確認できない場合等は必須提出
- ☐ 一般競争（指名競争）参加資格申請書の写し →必須提出

技術者の資格・経験

- ☐ 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- ☐ 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料 →必須提出
→（健康保険被保険者証等）
- ☐ 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

活動の実施体制

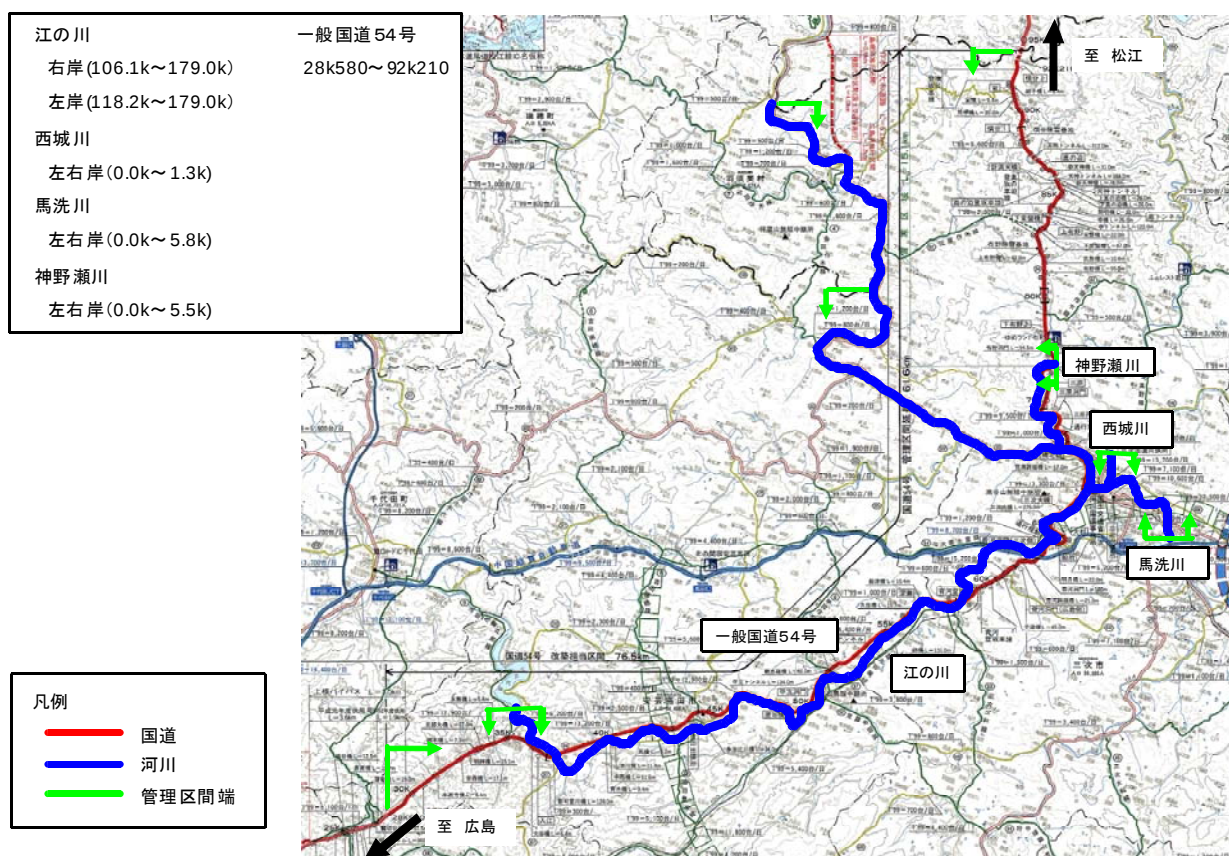
- ☐ 活動の実施体制（別記様式4） →必須提出

その他

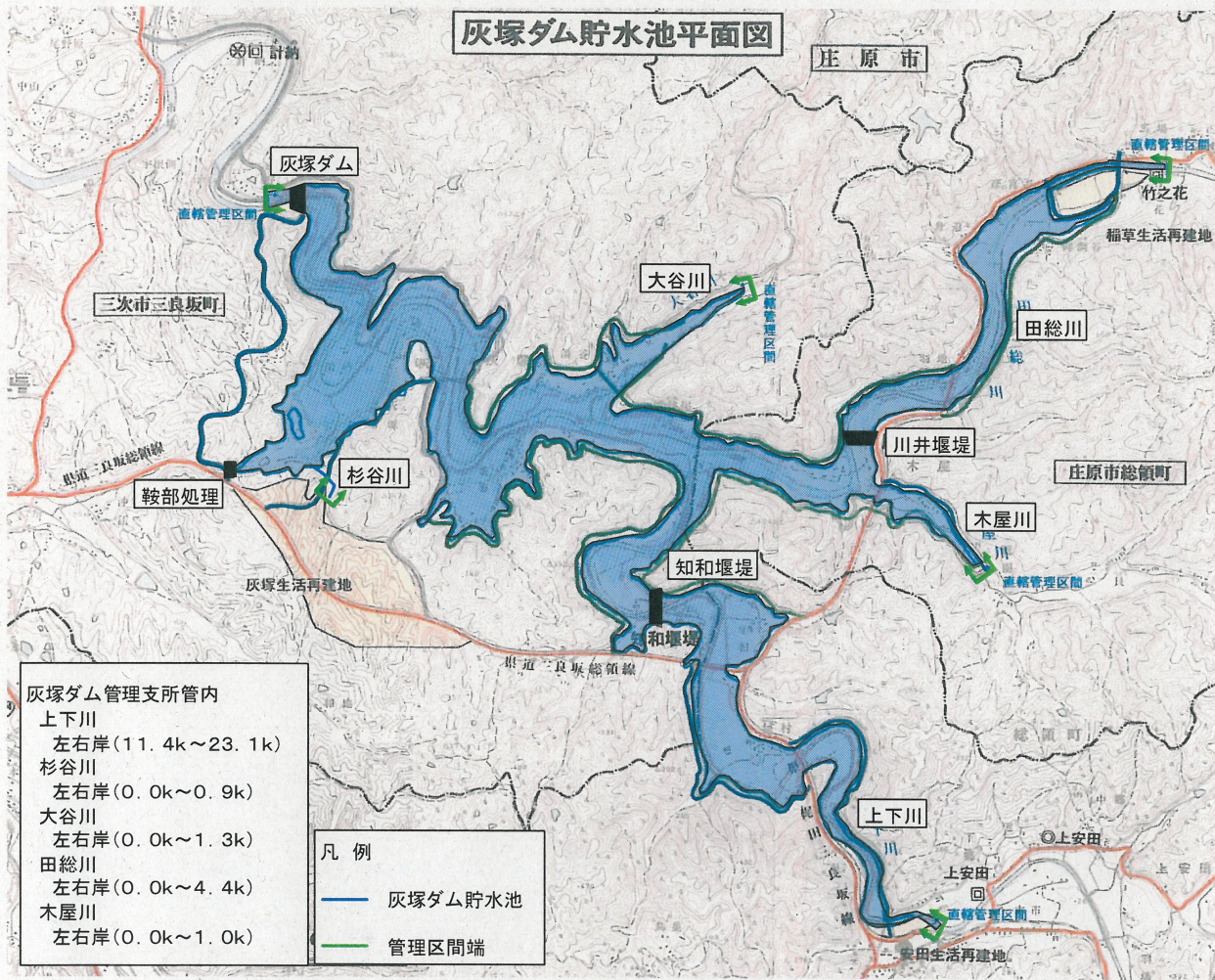
- ☐ 希望業種区分調査票（別紙－1） →必須提出

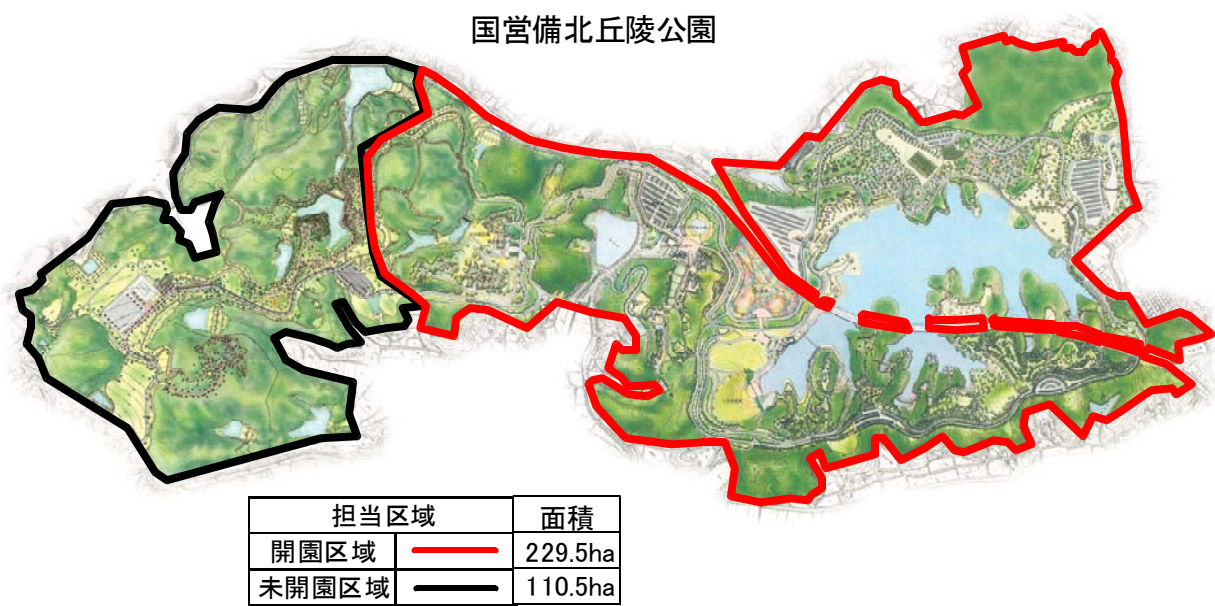
これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

別図－1



別図-2





災害応急対策活動等に関する基本協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省三次河川国道事務所長 塩形 幸雄（以下、「甲」という。）が管理する一級河川江の川水系、一般国道54号及び灰塚ダム並びに国営備北丘陵公園において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、株式会社 ○○コンサルタント 代表取締役社長 ○○ ○○（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、○○の□□区域において管理する区域（以下、「実施区域」という。）とする。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、実施区域における災害状況の把握と報告並びに甲の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等とする。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。ただし、乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲から出動要請がない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、甲は、前項ただし書きの報告を受ける者を、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

（活動の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 活動の直接の指示は、三次河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（活動の完了）

第7条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第11条 本協定の有効期限は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

平成23年 4月 日

甲 国土交通省 中国地方整備局

三次河川国道事務所長 ○ ○ ○ ○

乙 株式会社 ○○コンサルタント

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○